

事務連絡  
令和2年2月27日

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕 衛生主管部局 御中  
〔特別区〕

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

### 旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

標記について、令和2年2月5日付け健感発 0205 第1号・薬生衛発 0205 第1号厚生労働省健康局結核感染症課長及び医薬・生活衛生局生活衛生課長通知（以下「通知」という。）によりご対応いただいているところであるが、今般の諸外国での感染者の発生状況等に鑑み、新型コロナウイルス感染症の流行地域について下記のとおり変更することとしたので、御了知の上、関係者への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

引き続き、感染症対策担当部局と連携し、宿泊施設に必要な情報が提供されるよう努められたい。

なお、令和2年2月14日当課事務連絡は廃止する。

### 記

- 1 通知の「1 営業者が日頃留意すべき事項」の(6)中「中華人民共和国湖北省」を「中華人民共和国湖北省若しくは浙江省又は大韓民国大邱広域市若しくは慶尚北道清道郡」とする。
- 2 通知の「2 新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合」の(1)中「中華人民共和国湖北省」を「中華人民共和国湖北省若しくは浙江省又は大韓民国大邱広域市若しくは慶尚北道清道郡」とする。